

三次市教育委員会議案第 20 号

三次市立小中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則案を次のように提出する。

平成 27 年 6 月 30 日

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由

三次市立小中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則（案）

三次市立小中学校通学区域に関する規則（平成 18 年三次市教育委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

八幡小学校	吉舎町のうち丸田・清綱（イ組を除く。）・桧・吉舎川之内・辻・雲通
灰塚小学校	三良坂町のうち灰塚・仁賀
仁賀小学校	三良坂町のうち光清・仁賀
三良坂小学校	三良坂町のうち灰塚・田利・皆瀬・三良坂・長田・岡田
三和小学校	三和町

」を

「

八幡小学校	吉舎町のうち丸田・清綱（イ組を除く。）・桧・吉舎川之内・辻・雲通
みらさか小学校	三良坂町
三和小学校	三和町

」に

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規則は、平成27年度分以後の通学区域について適用し、平成26年度分までの通学区域については、なお従前の例による。

（みなし規定）

- 3 この規則の施行の日前（平成27年度分に限る。）に行った手続、処分その他の行為は、この規則による改正後の三次市立小中学校通学区域に関する規則の相当規定によりなされたものとみなす。